

【重要】

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より周知がありましたので、その内容をお知らせします。学校の取扱いに関する記載に変更はありませんので、各大学等におかれては、引き続き、感染対策の徹底と学生の学修機会の確保を両立する工夫等をお願いします。

事務連絡
令和3年6月11日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）

令和3年6月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、群馬県、石川県及び熊本県を対象区域として実施されているまん延防止等重点措置について、6月13日をもって終了することとされました。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、その内容について下記のとおりお知らせします。なお、学校の取扱いに係る記載については「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における同感染症への対応に関する留意事項等について（周知）」（令和3年5月7日付高等教育企画課・スポーツ庁参事官（地域振興担当）付・文化庁参事官（芸術文化担当）付事務連絡、以下「5月7日事務連絡」という。）においてお知らせした内容から変更はありません。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、変更された基本的対処方針、「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付高等教育局長通知）及び5月7日事務連絡等において示した留意事項を踏まえ、学生の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立にお取り組みいただくようお願いします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対し

て、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

(変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)

1. 対処方針の内容

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030610.pdf

2. 関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) サーベイランス・情報収集

② (略) 政府は、医療機関や高齢者施設等において従事者等に軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約800万回程度分を5月中旬を目途に確保の上、従事者数等に応じた形で、速やかに配布を開始し、可能な限り早く施設への配布を進める。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。)に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。(中略)このため、学校及び職場等における検査の実施体制及び促進策、重点的な働きかけを行う職場その他の関連する事項について早急に具体化を図る。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

7) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リス

クの高い活動の制限又は自粛)を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

(関連通知)

- 「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について(周知)」(令和3年3月4日付高等教育局長通知)

https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-02.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における同感染症への対応に関する留意事項等について(周知)」(令和3年5月7日付高等教育企画課・スポーツ庁参事官(地域振興担当)付・文化庁参事官(芸術文化担当)付事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210510-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111 (代表)

高等教育局高等教育企画課 (内線: 2482)